

第1605回（4月19日）

フランスの農業・環境問題

——農業生産がもたらす硝酸塩汚染の問題から——

石井圭一

農業生産が農村景観の保全や自然災害防止といった外部経済を生む一方で、本報告で取り上げた水質汚染問題は、外部不経済を生む例の一つである。

硝酸塩による地下水、表面水の汚染の原因は、施設型畜産から糞尿などの流出や、家畜糞尿や堆肥の過剰な圃場散布、また合成窒素肥料の過剰散布により発生する。硝酸塩は人体に対する影響があることから、EC指令では飲料水中硝酸塩濃度について、 $25\text{mg}/1$ をガイドライン、 $50\text{mg}/1$ を最高許容濃度と定めている。また、表面水の富栄養化による水質汚染や養殖業からの被害が報告されている。ヨーロッパ諸国では、わが国と異なり飲料水の地下水依存率が高いことから（フランスの場合、68%）、センシティブな問題になりやすい。

汚染源となる畜産施設に関する規制は、公害対策の観点から、環境汚染をもたらす産業施設一般の規制の枠組みで設置基準が設けられる一方（環境省所管）、飲料水の安全対策の観点から、取水圏周辺の規制の枠組みの中で畜産施設は一定の規制を受けてきた（厚生省所管）。また、水資源管理の点から、課徴金の徴収が畜産施設にも導入される予定になっている（環境省所管）。したがって、畜産施設が直接的に汚染源となる場合については、これまでも一定程度の防止対策が講じられてきた。

80年代以降問題となったのは、圃場に散布される糞尿や堆肥あるいは合成窒素肥料を原因とする地下水汚染である。圃場散布を経由する地下水汚染の性格として、以下の点が挙げられる。

1) 汚染者を特定することが難しい。

2) 気象、土壌、母岩、起伏などの自然条件に応じて、地域的に問題の広がり、深刻度が異なる。

3) 施肥の段階から、硝酸塩が地下水に達するまでの詳細なメカニズムが十分解明されていない。

4) 農業生産が汚染源であるとの指摘に対して、農業者が反発するなど、認識が不足している。

この対策として、1984年に「農業活動を起源とする硝酸塩及びリン酸塩による水質汚染削減委員会（略称CORPEN）」が、環境省、農業省の協調により設置された。これは水質保全や農業生産関係者、行政機関、研究機関などの代表で構成される協議、対策の提案を行う機関であり、水質保全と農業生産との間の妥協を探る機関として位置づけられる。

1992年に開始されたフェルティ・ミュー事業は、農業者の所得を維持しつつ、水質汚染を削減、防止の両立を図ろうとする試みである。

フェルティ・ミュー事業は、合理的な施肥、輪作体系を組み合わせ、水質保全の解決を図れるよう農業生産手法の改善を農業者に指導する地域事業に対して、その事業の合目的性を第三者的機関が認定するソフト事業である。農業者自らも飲料水の消費者であるとの認識と汚染者としての汚名返上が、農業者に与えるインセンティブであり、経済的なインセンティブ（一定の生産手法を行うことに対する奨励金など）とは異なる。第三者機関の認定は、農業者に対して非難にあたらない生産手法を実践していること、住民に対して水質の改善が図られることの保証を意味する。

フェルティ・ミュー事業は、規制による解決手法とは異なり、農業生産の外部不経済を軽減するために地域レベルのイニシアチブと利害関係者間の協議に重きをおいた試みである。